



# "新 NISA を解説！ DCとの使い分けは？"

一般社団法人確定拠出年金推進協会

2024/1/25 配信

## DC ニュースレター

今回は 2024 年 1 月からスタートした新 NISA について解説します。

2023 年までの旧 NISA は投資限度額や非課税期間など制限が多く、使い勝手が悪い制度でしたが、新 NISA では投資限度額の大幅なアップと制度の恒久化が実現しました。

改正のきっかけは 2022 年に岸田文雄政権が打ち出した「資産所得倍増プラン」で、NISA やイデコなどの制度改革をベースに日本人の資産所得を大きく上げることで日本経済を活性化させようとする政策です。

ネットでは「神改正」という言葉が飛び交うほど改正が行われた新 NISA ですが、上手く活用出来る方と出来ない方では将来大きな差が生まれるとも言えます。

### 旧 NISA について

旧 NISA は 2014 年 1 月からスタートした個人のための税制優遇制度です。通常、株式や投資信託などの金融商品で運用した場合、値上がり後の売却益、配当金や分配金などの運用益に対して 20.315% の税金がかかります。ところが、NISA 口座なら税金がかからず、運用益をまるまる受け取れます。

運用益が小さければ約 20% の課税も気になりますが、数十万や数百万円の運用益に対しての約 20% の課税は、インパクトが大きく、非課税のメリットを感じますよね。

### 新 NISA 改正点のポイント

#### ① 恒久化・無期限化

最も大きな改正点は、非課税保有期間が恒久化された事です。これにより長期にじっくり保有して大きな運用益を非課税で得られることが可能となりました。また、生涯の非課税なので、少額投資からはじめて大きく増える可能性があります。

#### ② つみたて投資枠と成長投資枠の併用

旧 NISA のつみたて NISA に該当する「つみたて投資枠」と一般 NISA に該当する「成長投資枠」の二つの枠があり、どちらか一方ではなく併用が可能となりました。

「つみたて投資枠」の投資方法は、毎月つみたてる方法ですが、「成長投資枠」の投資方法は一括投資と、積み立て投資の両方を利用できます。投資対象は信託期間が 20 年未満、毎月分配型、リスクの高い投資信託などが除外され、投資信託全体の 3 分の 1 程度に限定されました。



確定拠出年金に関するご相談窓口はこちら

TEL 03-5689-3358

MAIL 401k@member.deco-pa.com

一般社団法人確定拠出年金推進協会

東京都文京区後楽 2-2-14 トータスビル 1 F

<https://www.deco-pa.com>



### ③ 年間投資額の大幅拡充

1年間で投資出来る金額は年間360万円（つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円）、生涯投資枠は1800万円と大幅に拡充され、ご夫婦なら合計3600万円という大きな投資枠が用意されました。

成長投資枠は1200万円が限度となるため、1800万円を使い切るには「つみたて投資枠」を600万円利用する必要があります。なお、「つみたて投資枠」には限度がないため、「つみたて投資枠」で例えば月10万円の積み立てを15年間継続して1800万円を使い切ることも可能です。

### ④ 投資枠の再利用が可能

旧NISAでは投資枠の再利用は出来ませんでしたが、新NISAでは再利用が可能となりました。

例えば300万円の投資が500万円に値上がりしていた時にお金が必要になり500万円の半分の250万円を売却した場合、当初投資額（簿価）の半分の150万円の投資枠が翌年以降に再利用が可能となります。従って、教育資金やマイホーム資金などのために新NISAで資産形成を行って、資金が必要になって換金した後、翌年に再利用可能となった投資枠を活用して再び資産形成を行うなど柔軟な資産形成が可能となりました。

### ⑤ 旧NISAからのロールオーバー（引き継ぎ）は不可

新NISAは大幅に改良された制度ですが、一つだけ注意点があり、旧NISA投資分の非課税保有期間終了時に新NISAにロールオーバー（引き継ぎ）が出来ないことになっています。継続して非課税で保有したい場合は、一旦売却して新NISAで買い直す必要があります。

### ＜新NISA制度＞

どちらも使える！		
	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円 ↑	240万円 ↑
非課税保有期間	無期限化 ↑	
非課税保有限度額	1,800万円（内、成長投資枠は1,200万円まで）↑	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託、ETF（つみたてNISAと同じ）	上場株式・投資信託等（除外商品あり）↓
対象年齢	18歳以上	

【すごく重要な】新NISAは、一生涯の非課税投資ができる数少ない制度です

確定拠出年金の運用期間中は非課税のためNISAと同じですが、60才以降に一時金や年金を受け取る際に課税対象となります。ただし、一時金で受け取る場合は退職金と同じ扱いとなり、積立期間に応じて退職所得控除の税制優遇が利用できるため、全く課税されないか少額となる可能性が高いです。

一方、確定拠出年金の最大のデメリットは、原則60才以降まで引出が不可能という点です。年金を担保とした借入も出来ませんのであくまで老後のための資産形成となります。

したがって20代などの若年層ほどライフプランに応じて換金可能な新NISAでの運用を基本とし、60才以降の老後資金に備える資産形成については社会保険料や所得税・住民税を減らすことの出来る確定拠出年金を活用することをお勧めします。

なお、確定拠出年金を利用することで新NISAの1800万円の非課税限度の活用は遅くなりますが、新NISAは一生涯の投資枠ですので、60才以降に受給する確定拠出年金の資金を新NISAに振替ることで非課税限度の有効活用が可能です。

新NISA、確定拠出年金とも資産形成には有利な制度です。それぞれの制度の違いを理解して豊かなライフプランの実現のため上手にご活用下さい。



確定拠出年金に関するご相談窓口はこちら

TEL 03-5689-3358

MAIL 401k@member.deco-pa.com

一般社団法人確定拠出年金推進協会

東京都文京区後楽2-2-14 トータスビル1F

<https://www.deco-pa.com>

